

支援センターが行う支援活動の費用の殆どは、個人・団体からの寄付で賄われています。皆様のご協力をお願いします。

賛助会に加入

支援センターの活動を資金面から支えていただく「会員」を募集しています。

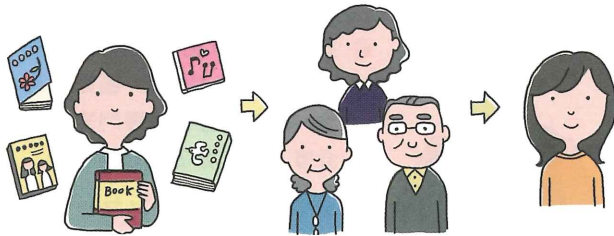
個人 1口 3,000円
企業・団体 1口 10,000円

※賛助会は申込が必要です。1口以上でお願いします。

※賛助会費や寄付金には、税法上の優遇措置があります。

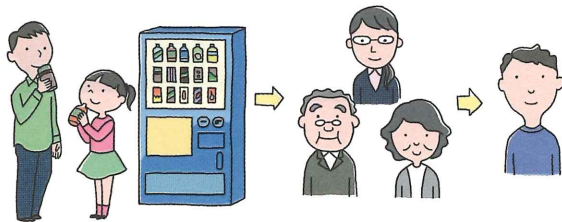
ホンデリング

不要になった書籍やCD等をご寄付ください。
(※ISBNコードが付いた商品が対象となります。)



寄付型自動販売機の設置

売上金の一部が支援センターに寄付される自動販売機です。



※賛助会、ホンデリング、寄付型自動販売機に関するごことは、支援センター事務局までお問い合わせください。

相談電話

- **なら犯罪被害者支援センター**
0742-24-0783
10:00~16:00 (土・日・祝・年末年始を除く)
- **中南和相談コーナー**
0744-23-0783
10:00~16:00 (月・火のみ)
- **性暴力被害専用相談電話 (SARASA)**
090-1075-6312
10:00~16:00 (土・日・祝・年末年始を除く)
- **全国被害者支援ネットワーク ナビダイヤル**
0570-783-554
7:30~22:00 (毎日)

ボランティア相談員の募集と育成

支援センターでは、犯罪被害者支援に従事するボランティアを募集し、電話相談や面接相談、付添等の直接支援に従事できる相談員を育成しています。あなたも犯罪被害者支援活動に参加しませんか。

詳しくは支援センター事務局にお問い合わせください。



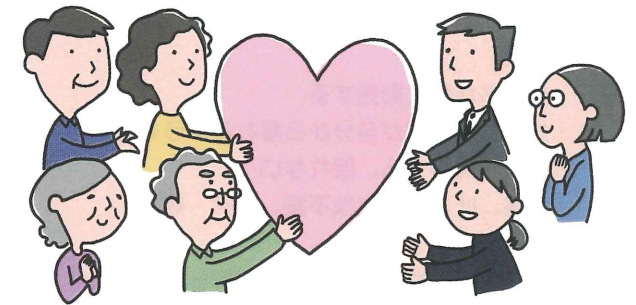
〒630-8215
奈良市東向中町6番地
奈良県経済倶楽部 経済会館4階

事務局：TEL 0742-26-6935
FAX 0742-95-7560

<https://nvsc.jp>



事件や事故など
犯罪の被害に遭われた人を
支えるため、
みんなの力が必要です。



奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人
なら犯罪被害者支援センター

ツォーマゼロナセミ
相談電話：0742-24-0783

(公社)なら犯罪被害者支援センターは、「犯罪被害者等支援事業を適切かつ確実にを行うことができる法人」として、犯罪被害者等支援法に基づき奈良県公安委員から『犯罪被害者等早期援助団体』として指定を受けた県内で唯一の団体です。

突然の事件や事故で被害に遭うと、 どうなると思いますか？

重大な被害に遭われた方は、事件や事故による直接被害のほか、様々な被害に苦しめられると言われています。以下は、その一例です。

事件後に起こる心身の不調

○事件直後

- ・現実として受け止められない
- ・感情や感覚の麻痺（恐怖、痛みを感じない）
- ・事件のことが思い出せない
- ・ドキドキする、冷や汗、手足が冷たい、力が入らない、過呼吸になる 等

○中長期

- ・気持ちが酷く動揺する
- ・気持ちや感覚が自分から離れるような感覚
- ・神経が興奮する、眠れない
- ・頭痛、吐き気、食欲不振、微熱 等

事件後に起こる生活上の問題

○仕事上の問題

- ・仕事上のミス、能率の低下
- ・通院、司法手続き等による欠勤

○不本意な転居など

- ・再被害のおそれ

○経済的な困窮

- ・犯罪被害が原因で収入が途絶える

○家族関係の変化

- ・互いを支え合う精神的余裕の欠如
- ・感情の表し方の違いによるいさかい

○周囲の人の言動による傷つき

- ・近所の噂など耐え難い精神的苦痛

○加害者からの更なる被害

- ・誠意のない言動

○捜査、裁判に伴う様々な問題

- ・何度も事件の説明を求められる
- ・司法手続きのために時間的、身体的負担を強いられる

支援センターでは、事件や事故に 遭われた方、そのご家族等のために 次の支援を行っています。

電話相談

- 困っていること、悩んでいることなど、ご相談をお受けします。
- 相談内容についてアドバイスをします。
- 必要に応じて、利用できる社会福祉制度を紹介、関係機関へ繋がります。



面接相談



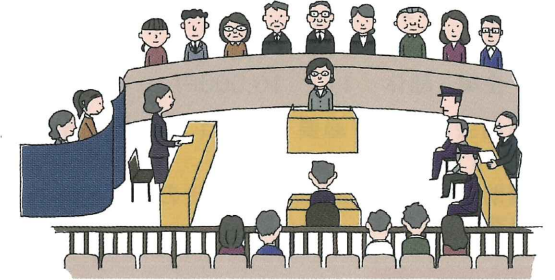
- 専門の訓練を受けた相談員が直接お会いして対応します。
- 被害に遭われた方やご家族等にとって必要な支援を考えます。
- 心のケアや、法律関係の困りごとをサポートします。

直接支援

- 被害で外に出られないときなど、買い物に同行します。
- 社会福祉制度利用の際、申請のお手伝いをします。
- 病院や弁護士相談に付き添います。
- 警察や検察、裁判所に付き添います。
- 裁判にかかわる不明な点や、被害者等の方が裁判で利用できる制度について説明し、同行するなどのお手伝いをします。



- 被害者やそのご家族等に代わって裁判を傍聴し、内容をお伝えします。
- 裁判にかかわる不明な点や、被害者等の方が裁判で利用できる制度について説明し、同行するなどのお手伝いをします。



専門相談



- 要望により犯罪被害者支援に精通した弁護士・臨床心理士・精神科医等の専門家を紹介することができます。
- 法律相談やカウンセリング費用の一部をセンターで負担できます。



- * 秘密は厳守します
- * 支援はすべて無料です